

# 安全データシート(SDS)

作成日 2015年10月16日

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : CESプライマー N300  
会社名 : 中央樹脂ケミカル株式会社  
住所 : 東京都台東区鳥越1-29-6  
電話番号 : 03-3851-2324  
FAX番号 : 03-3851-2326  
緊急連絡先 : 03-3851-2324  
推奨用途 : 工業用接着下処理剤

## 2. 危険有害性の要約

### 【GHS 分類】

引火性液体	: 区分2
急性毒性 経口	: 区分5
経皮	: 区分外
吸引	: 区分外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	: 区分1
呼吸器感作性及び皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異性	: 区分2
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 区分1A(授乳影響)
特定標的臓器毒性(単回暴露)	: 区分1(中枢神経系、肝臓) : 区分2(肝臓、呼吸器) : 区分3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復暴露)	: 区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓、末梢神経系) : 区分2(血液)
呼吸性呼吸器有害性	: 区分2
水生環境急性有害性	: 区分3
水生環境慢性有害性	: 区分外

### 【GHS ラベル要素】



### 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害のおそれ  
皮膚刺激  
重篤な眼の損傷  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
生殖能または胎児への悪影響の恐れ  
授乳中の子に害を及ぼす恐れ  
中枢神経系、肝臓の障害  
腎臓、呼吸器の障害のおそれ  
眠気またはめまいのおそれ  
長期又は反復暴露による中枢神経系、末梢神経系、肝臓、腎臓の障害  
長期又は反復暴露による血液障害のおそれ  
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ  
水生生物に有害

## 注意書き

### 【安全対策】

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。

ミスト、上記、スプレーを吸引しないこと。

取扱後はよく手を洗うこと。

### 【応急措置】

火災の場合には適切な消化方法をとること。

吸引した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。吐かせないこと。

眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚（又は毛髪）に付着したば場合：直ちに、すべて汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

暴露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当を受けること。

飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当を受けること。

### 【保管】

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

### 【破棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

最重要危険有害性毒性：

有害性：溶剤の上記を吸引したとき、めまい、頭痛などの症状を起こすことがある。

物理的及び化学的危険性：引火し易い液体。溶剤の上記と空気がこんごうして爆発性混合物を形成し易い。

分類の名称（分類木銃は日本方式）：引火性液体、急性毒性物質

## 3.組成、成分情報

化学物質・混合物の区分 : 混合物

化学名 :

危険有害成分	化学式	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	濃度 %
トルエン	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub>	108-88-3	(3)-2	20~30
アセトン	CH <sub>3</sub> COCH <sub>3</sub>	67-64-1	(2)-542	10~20
メチルエチルケトン	CH <sub>3</sub> COC <sub>2</sub> H <sub>5</sub>	78-93-3	(2)-542	30~40
ジメチルホルムアミド	(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> N <sub>2</sub> COH	68.-12-2	(2)-680	1~10

労働安全衛生法通知対象物質

トルエン、アセトン、メチルエチルケトン、ジメチルホルムアミド

PRTR法通知対象物質

トルエン 第一種(300)

ジメチルホルムアミド 第一種(232)

## 4.応急処置

吸引した場合：被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移す。安静、保湿に努め、速やかに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：付着物を拭き取り、大量の水と石鹼で洗い流す。

かゆみ、炎症などの症状がでた場合は、速やかに医師の診断を受ける。

目に入った場合：清浄な水で直ちに最低15分間洗眼し、直ちに眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合：水で口の中をすすぎ、直ちに医師の診断を受ける。

吐きだしたら、再度飲み込まないように注意する。

医師の指示による以外は、無理に吐き出させないこと。

## 5.火災時の措置

消火剤：泡、二酸化炭素、粉末。

使ってはならない消火剤：棒状水の使用は火災を拡大し、危険な場合がある。

特定の消火方法：付近の着火源を断ち、有害なガスを吸い込まないように保護具を着用して風上から消火する。

消火を行うものの保護：消火作業の差には必ず保護具を着用する。

## 6.漏出時の措置

人体に対する注意事項 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行い、蒸気の吸引や皮膚への接触を防止する。露出した場所の周辺にロープを張り、関係者以外の人の立ち入りを禁止する。付近の着火源を取り除き、消火機材を準備する。

環境に対する注意事項 本製品を含む廃水の公共用水域への排出又は地下浸透を防止するため、本製品がこぼれたら床面などを水で洗い流してはならない。

封じこめ及び浄化方法・機材：少量の場合は、紙や布で拭き取り焼却する。大量の場合は、土砂などで流れを止め火花のでないシャベル等で密閉できる容器にすくいとって焼却する。作業の際には、必ず保護具を着用する。

## 7.取扱および保管上の注意

取扱い

技術的対策

：火気厳禁。電気機材は防爆構造にするほか静電気、スパークなどによる着火源を生じないようにする。吸引・接触のおそれがあるときは保護眼鏡・保護手袋等の保護具を使用する。

注意事項

：局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適切に行うことが望ましい。

安全取扱注意事項

：暴露防止のため、保護具を着用して作業を行う。蒸気の吸引、皮膚への接触を避ける。

体に異常を感じたり、異常が発生した場合は、第4項の応急措置を講じた後に、必ず医師の診断を受けること。

保管

直射日光を避け、適切な換気のある乾燥した冷暗所に容器を密閉して保管する。

その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

## 8.暴露防止および保護措置

設備対策：蒸気を吸引しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適切に行うことが望ましい。

管理濃度・許容濃度

危険有害成分

管理濃度(ppm)

許容濃度(ppm)

日本産業衛生学会(2010年度版) ACGIH(2011年度版)

トルエン	20	50	20
アセトン	500	200	500
メチルエチルケトン	200	200	200
ジメチルホルムアミド	10	10	10

保護具

呼吸器の保護具：有機ガス用防毒マスク

手の保護具：ゴム手袋

眼の保護具：保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具：作業衣、安全靴

適切な衛生対策

：作業中は飲食、喫煙をしない。

## 9.物理的及び化学的性質

## 物理的性質

形状	: 高粘度液体
色	: 微褐色
比重	: 約0.9度(20°C)
沸点	: 56.3°C
蒸気圧	: 含有する溶剤は揮発性あり
蒸気密度	: 空気より大
溶解度	: 水に不溶
引火点	: -18°C
発火点	: 404°C
爆発限界	: 下限 1.2Vol%(トルエン) 上限 15.2Vol%(ジメチルホルムアミド)

## 10.安全性及び反応性

安定性	: 通常の条件下では安定
反応性	: 特記すべき反応性なし
避けるべき材料	: 通気性のある材料、使用溶剤に可溶性の材料
危険有害な分解生成物	: データなし

## 11.有害性情報

### 急性毒性(50%致死量等を含む)

トルエン	LD <sub>50</sub>	4800mg/kg(ラット経口)
アセトン	LD <sub>50</sub>	5000mg/kg(ラット経口)
メチルエチルケトン	LD <sub>50</sub>	2483mg/kg(ラット経口)
ジメチルホルムアミド	LD <sub>50</sub>	3370mg/kg(ラット経口)

### 皮膚腐食性・刺激性

トルエン	: 皮膚に付着すると、皮膚の乾燥、発赤、皮膚炎を起こすことがある。
メチルエチルケトン	: ウサギを用いた皮膚刺激性試験において、中等度の刺激性を示した。
テトラヒドロフラン	: 人の皮膚へ刺激性がる。

### 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

トルエン	: 眼に入ると激しい痛みを生じ、措置が遅れた場合、葉傷を起こすことがある。
アセトン	: ウサギを用いた眼刺激性試験において、軽度の刺激性を示した。
メチルエチルケトン	: ウサギを用いた眼刺激性試験において、角膜上皮のは破壊を伴う重度の刺激性を示したが、適用後4～6日以内に回復が認められた。
ジメチルホルムアミド	: ウサギを用いた眼刺激性試験において、軽度～中度の刺激性を示したが、適用後7日以内での回復が認められた。また人の目に対しても刺激性を有する。
	: ウサギを用いた眼刺激性試験により、75～100%の水溶液ではより強度の刺激性を示し、また14日眼までに、軽度の結膜の発赤、中等度の角膜障害、重度の損傷、軽微な表面の変形、角膜下血管新生の領域と共にみられた。

### 生殖細胞変異原性

ジメチルホルムアミド	: 経世代変異原性試験で陰性、体細胞in vivo変異原性試験で陽性の結果がある。
------------	---

### 生殖毒性

トルエン	: 妊婦の暴露による自然流産の増加、新生児の発育異常及び奇形、血液中の黄体形成ホルモン及びテストステロン濃度の減少が示唆されている。また、ラット及びマウスを用いた催奇形性試験において、母動物に一般毒性のみられない用量で死亡胎児及び骨化遅延、反射反応の遅延、学習障害、膣開口日齢の早期化等が認められた。授乳を介した発生毒性への影響はみられなかったが、トルエンは、母乳への蓄積が認められている。
アセトン	: ラットのの高濃度暴露(11000ppm(20mg))でわずかな発生毒性(胎児体重減)及びマウスの高濃度暴露(66000ppm(15.6mg/L))で胎児の体重減、後期胚吸収率増が認められている

ジメチルホルムアミド	: 親動物に一般毒性影響のみられない濃度で、次世代に奇形(口蓋裂、外脳症
------------	--------------------------------------

、水頭症、蝶形骨欠損、尾欠損)などが認められている。

#### 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)

トルエン	: 中枢神経への障害が報告されている。 呼吸器を刺激する恐れがある。 眠気又はめまいの恐れがある。
アセトン	: 呼吸器を刺激する恐れがある。 眠気又はめまいの恐れがある。
メチルエチルケトン	: 中枢神経への障害が報告されている。 腎臓への障害のおそれがある。 呼吸器を刺激する恐れがある。
ジメチルホルムアミド	: 肝臓への障害が報告されている。 呼吸器を刺激する恐れがある。

#### 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)

トルエン	: 中枢神経系、腎臓、肝臓への傷害が報告されている。
アセトン	: 血液への障害の恐れがある。
メチルエチルケトン	: 中枢神経系、末梢神経系への傷害が報告されている。
ジメチルホルムアミド	: 肝臓への傷害が報告されている。 呼吸器への傷害の恐れがある。

## 12.環境影響情報

### 分解性

トルエン	: 水生生物に毒性がある。急速分解性があり、生物蓄積性が低いと推定される。
アセトン	: 難水溶性ではなく、急性毒性は低い。
メチルエチルケトン	: 難水溶性ではなく、急性毒性は低い。
ジメチルホルムアミド	: 難水溶性ではなく、急性毒性は低い。

### 生体毒性

トルエン	: 甲殻類(ブラウンシュリンプ) EC50(96Hr)=3.5mg/L
アセトン	: 魚類(ファットヘッドミノー) LC50(96Hr) > 100mg/L
メチルエチルケトン	: 魚類(ヒトメダカ) LC50(96Hr) > 100mg/L
ジメチルホルムアミド	: 魚類(ヒトメダカ) LC50(96Hr) > 100mg/L

## 13.廃棄上の注意

- ・産業廃棄物(廃油と廃プラスチック類の混合物)として許可を受けた処理業者に委託する。
- ・乾燥し、固形状になったものは、廃プラスチック類として同様に処理する。
- ・空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去しておく。
- ・これらの処理は法規の規定に従って除去しておく。

## 14.輸送上の注意

### 注意事項

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に。有機溶剤を含有しているので火気厳禁。

### 国内規定

陸上輸送	: 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送	: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送	: 航空法に定められている運送方法に従う。
国連分類	: クラス3(中引火点引火性液体)
国連番号	: 1133(接着剤(引火性液体を含有するもの))
応急措置指針番号	: 128
容器等級	: II

## 15.適用法令

化審法	: 指定(2監) ジメチルホルムアミド 優先評価化学物質 トルエン アセトン
-----	---

PRTR法 :トルエン 第一種指定化学物質 政令番号第300番  
ジメチルホルムアミド 第一種指定化学物質 政令番号第232番

労働安全衛生法 :法57条の2 通知対象物  
ジメチルホルムアミド トルエン アセトン メチルエチルケトン  
:有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号(第二種有機溶剤)  
ジメチルホルムアミド トルエン アセトン メチルエチルケトン  
:施行令第18条名称等を表示すべき有害物  
ジメチルホルムアミド トルエン アセトン メチルエチルケトン

消防法 :危険物 第4類 第一石油類(非水溶性液体)(危険等級Ⅱ)

船舶安全法 :危規則危険物告示別表5引火性液体類

航空法 :施行規則第194条危険物告示表第3引火性液体類

港則法 :施行規則第12条危険物告示引火性液体類

海洋汚染防止法 :施行令別表第1有害液体物質(Y類)  
トルエン ジメチルホルムアミド  
:施行令別表第1有害液体物質(Z類)  
アセトン メチルエチルケトン  
:施行令別表第1の4 引火性物質  
トルエン アセトン メチルエチルケトン

水質汚濁防止法 :施行令第3条の3 指定物質  
トルエン